

Title	精神障害者のノーマライゼーションに果たす精神科ソーシャルワーカー（PSW）の役割と課題：京都府でのPSW実態調査を基にして
Author(s)	竹端, 寛
Citation	大阪大学, 2003, 博士論文
Version Type	
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/44179">https://hdl.handle.net/11094/44179</a>
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉</a> 大阪大学の博士論文について <a>〉</a> をご参照ください。

***Osaka University Knowledge Archive : OUKA***

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏名	たけ ばた ひろし 竹 端 寛
博士の専攻分野の名称	博 士 (人間科学)
学位記番号	第 17480 号
学位授与年月日	平成 15 年 3 月 25 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当 人間科学研究科人間科学専攻
学位論文名	精神障害者のノーマライゼーションに果たす精神科ソーシャルワーカー (PSW) の役割と課題—京都府での PSW 実態調査を基にして—
論文審査委員	(主査) 教授 中村 安秀  (副査) 教授 大熊由紀子 教授 厚東 洋輔

### 論文内容の要旨

#### 本研究の目的

精神障害者が精神病院を退院して地域で自分らしい暮らしをしていく、すなわち精神障害者のノーマライゼーションを実現するためには、病気の“しんどさ”と生活の“しづらさ”という医療と福祉にまたがる問題を理解して、適切な援助の手をさしのべるプロの支援者の存在が不可欠である。

社会資源が貧困な日本においては、精神科ソーシャルワーカー (PSW) が果たす役割への期待はきわめて大きい。では、日本の精神障害者のノーマライゼーションに PSW は現実にはどのような役割を果たしてきたのか、果たしていないとすれば、その原因は何か。

本研究は、ある地域の全 PSW に面接調査を実施することによって、日本の精神保健福祉の現実を浮き彫りにするとともに、PSW のどのような働きが精神障害者のノーマライゼーションに貢献できるのかを探求する事を目的とする。

#### 本研究の内容

本論文は大きく分けて 4 章構成となっている。

1 章では、日本の精神障害者のノーマライゼーションの現状を国内外の先行研究をもとに整理した。

日本の政府や厚生労働省は「ノーマライゼーション」という理念を「障害のある人も家庭や地域で通常の生活ができるようにする社会づくり」であると定義している。だが、「通常の生活」の具体的な内容についての記載はきわめて曖昧である。

一方、ノーマライゼーション思想を 1959 年に世界で最初に法律化したデンマークのバンクミケルセン (N.E. Bank-Mikkelsen) や、この思想を 1969 年に英語の論文として世界に広めたスウェーデンのニリエ (B. Nirje) の定義は、「社会の側が」変わることによって障害者の人間的諸権利の実現を目指した具体的な内容であり、それゆえ脱施設化をも目指す思想であった。

ノーマライゼーションに関する日本の先行研究の中には、こうした歴史的事実を十分に踏まえていないものや、事実誤認に基づいた主張、あるいは、「障害者の側に」変容をもとめるアメリカのノーマライゼーション思想を受け継

ぐものが少なからず見受けられた。これらの理論的変遷を踏まえた上で、本稿ではノーマライゼーションについて以下の定義を採用した。

「ノーマライゼーションの原理とは、知的障害やその他の障害をもっている人々すべての生活環境や地域での生活が、可能な限り一般の人々のものと近いが、あるいは、まったく同じようになるように、生活様式や日常生活の状態を正しく適用することを意味している。」(Nirje 1992: "Introduction" *The normalization principle* CENTRE FOR HANDICAP RESEARCH, UPPSALA UNIVERSITY pp16)

その上で、ノーマライゼーションの捉え方の違いが精神障害者施策の面で日本と北欧で量的格差を生んでいる現状を比較し、日本政府の「障害者プラン～ノーマライゼーション7カ年戦略～」の数値目標が北欧で過去に実行されている数を大きく下回っていることを示した。また、その背景にある日本の精神障害者処遇の歴史の変遷を辿った。更に「精神障害」を定義する際に、医療分野での「疾患」の側面からの定義と福祉分野での「障害」の側面からの定義、そして「疾患」と「障害」を共存させる定義、など数多くの定義が存在するが、定説は存在していないことも指摘した。

これらの分析に基づき、本稿においては「精神障害」を「何らかの精神疾患を経験することによって、病気の“しんどさ”と社会的生活の“しづらさ”が並存し、そのために、精神疾患になる以前から比べて生活様式や生活環境が変わり、地域での日常生活を以前と同じように送るには何らかの困難が生じること」と定義付けした。

2章では、精神障害者の支援者として精神科ソーシャルワーカー (PSW) に注目し、これまで PSW についてどのような事が論じられてきたか、論じられてこなかったか、を明らかにした。まずその歴史的展開を整理した後、精神保健福祉士という国家資格が成立する過程の分析に焦点を絞った。

この国家資格化の過程の中で議論されてきたテーマは、制定された精神保健福祉士法にも大きく反映している。精神保健福祉士がどのような教育カリキュラムで、どの領域で、何が出来るか、については細かく記載されているが、肝心のサービスを利用する側 (精神障害者) への援助の内容についての記載が十分になされているとは言い難い。精神保健福祉士資格は「ノーマライゼーション」の理念の下に作られた政府の「障害者プラン」が発端となって立案された、と政府は国会などで説明しているが、それにも関わらず、精神障害者のノーマライゼーションに PSW がどのような役割を果たすべきかに関する議論は法制定時の議論の中ではなされてこなかったのであった。

3章では、筆者が行った京都府の PSW 117 人への聞き取り調査の結果を述べた。

この調査は、先行研究や法制化の議論でほとんど触れられなかった「精神障害者のノーマライゼーションのために PSW が果たす役割と課題」について明らかにすることを目的とした。聞き取り調査という手法を選んだのは、(1)PSW の広範な仕事の内容や課題は現場での実践に深く結びついた問題であり、量的指標だけでは測りにくい、(2)忙しい現場で質問紙 (特に自由記述欄) に記載する余裕のある PSW は少ない、(3)様々な背景を持つ PSW の生の声を捉える必要がある、などの理由による。

本研究の目的に合致するためには、国公立・民間病院、デイケア、診療所、作業所、生活支援センター、授産施設といった広範囲の領域で働く PSW への大規模な聞き取りを行う必要がある。そこで、京都の PSW の職能団体である京都精神保健福祉士協会を選び、同会の 2002 年 2 月現在での (2001 年度同協会会員名簿掲載者) 全ての会員 132 名全員を調査対象とした (付属資料)。

この調査は、幅広い PSW の業務全般をほぼ網羅しているという点、その対象群に対して筆者自らが足を運んで聞き取り調査を行った、という点で、既存の研究とは一線を画す研究であると思われる。

調査方法は、半構造化面接形式を採用し、2002 年 3 月から 2002 年 11 月までの間に、休職者や退職者 (4 名)、あるいはインタビュー拒否者 (7 名) や連絡の付かなかった者を除いた 117 名にインタビューを行った (回答率 88.6%)。記録は筆者のノートと、録音が可能であった対象者に関してはトランスクリプション作業を行いデータ化した。

そのデータをもとに整理、分類し、PSW の語りを、「精神障害者のノーマライゼーションに関わること」、「日本の精神保健福祉諸制度がかかえている問題」、「PSW の援助実践における様々な問題点」、「変革の可能性」の 4 つにまとめることが出来た。(提出論文には 4 つのまとまりごとに回答者全員の語りを整理したものを添付した。)

「精神障害者のノーマライゼーション」に関しては、精神病院への長期社会的入院が未だに多い現状や、地域生活における選択肢のなさ、その中で精神障害者が様々なことに困っている現状がわかった。特に、「収入」「住まい」「居場所」「家族」「恋愛」「自信や尊厳」といったノーマライゼーションに不可欠な条件に関する様々な阻害要因が述べられた。

この当事者のノーマライゼーションが阻まれる背景としては、日本の精神保健福祉に関わる諸制度の問題点も明らかになった。

精神障害者の生活支援においては医療の存在は無視できない。にもかかわらず、医師が生活支援に無理解である場合や、経営者側が PSW に一定の顧客獲得のノルマを課し、中には退院支援を支持しない例もある、あるいは PSW 自身の待遇も非常に低い、などの問題点が浮かび上がった。日本の精神病院の約 9 割は民間医療機関であり、諸外国と異なり経営が優先される傾向にある。しかも、これらの問題点の改善に国家資格が役立っている、とは必ずしも言えない現実も明らかになった。

制度上の問題だけでなく、「PSW の援助実践における様々な問題点」も浮かび上がった。生活支援はやればやるほど課題が見えてきて、支援する・しないの線引きをどこでしているのか、当事者が日常生活の上で本来自分で行うべきことをどこまで援助者が代行してもよいのか、すべきなのか。こうした援助上の問題の他に、援助者に求められるスタンスや視点、あるいは PSW のアイデンティティの不確かさ、といった援助職の資質や専門性に関する問題点もみられた。

このような諸問題を乗り越えて、現場から精神障害者のノーマライゼーションを少しでも充実しようと苦闘する PSW も少なからず存在した。彼らの実践例は「変革の可能性」を示唆していた。

4 章では、1、2 章で整理した先行研究と、3 章の実態調査の結果をつきあわせて分析し、PSW の現状や課題点について実態調査をもとに考察した。

実態調査から、ベテラン PSW や定評のある地区の PSW の実践には、ある共通の「流れ」があることが明らかになった。そしてその「流れ」を再構成することにより、精神障害者のノーマライゼーションを模索する PSW が、以下に挙げるような「5 段階のステップ」を踏んでいることを見出した。

#### <精神障害者のノーマライゼーションを模索する PSW の 5 つのステップ>

- 1、当事者とじっくり向き合い、本音を聞く
- 2、当事者の想いや願いを実現するために、模索を始める→PSW 自身が変わってゆく
- 3、一人では無理と気づき、問題を共有する仲間を作る→まわりの人々も変わりはじめる
- 4、仲間の連携がやがて組織や地域を動かし、居住環境や就労、所得などの側面が変わる→地域の資源が変わっていく
- 5、自信・誇り・役割意識などが当事者の中に芽生えはじめる→当事者が変わる

このステップの興味深いところは、「制度の改革」から何かはじまるのではなく、制度も社会資源も不足するなかで困っている当事者の想いを聞くこと（当事者主体）からものごとが始まり、様々な実践を通して制度の改善や創出へとつながる、という点であった。だが、この変革の 5 つのステップの実現に至るまでには様々な阻害要因がある。

その要因の一つとして挙げられるのが、精神障害者の「家族（特に親）」にまつわる問題である。精神障害者が精神病院ではなく地域で暮らしていく際、乏しい社会資源の中では、家族がノーマライゼーションの環境的側面（特に住まい、所得、就労といった要素）の代行や担い手にならざるを得ない場合がある。その重荷ゆえに家族はノーマライゼーションの内的側面（愛情や自信、尊厳など）への支援を担う余裕がなくなるという状況が PSW の聞き取りからも伺えた。

また既存の日本の精神病院や精神医療体制が、ノーマライゼーションを模索する PSW にとっては足かせになっている現実も明らかとなった。PSW の退院援助と民間医療機関の経営（ベッド数の確保等）とはそもそも相反する可能性があり、現実には経営側の圧力と患者の希望や願いとの間の矛盾に苦しむ PSW もいる。しかも、PSW の国家資格や専門性には、精神障害者のノーマライゼーションを実現する上での決定的な権限が付与されてはいるわけではない。

そこで現実には PSW が地域での生活支援の資源作りにどのように関わるか、が大きく問われている。

精神障害者のノーマライゼーションの実現という大目的に対しては、一人の PSW の個人的努力だけでは解決は不可能である。そこで所属機関や自身の仕事のスタイルによって PSW 間での役割分担が芽生える。①医療との密接なつながりがあり、また、社会的入院患者を抱える医療機関 PSW、②日々の地域ケア提供に従事するデイケア・作業所・授産施設の PSW、だけでなく、③地域の多機関をつなぐ自由裁量を持つ「つなぎ役」の PSW（例えば保健所 PSW や地域の志ある PSW など）が地域で活躍できるかどうか、変革の大きな可能性につながっている。

この三分野の PSW 達が協力し、各機関や組織、そして地域を巻き込んで社会資源作りを進めていく中から日本の精神障害者のノーマライゼーションを実現するためのきっかけが生まれている、と筆者は考える。また、既に成功しつつある先進的な事例の中には、自身の気づきを地域の変革へと変えていく、という先述の 5 段階のステップの模索の軌跡を見ることが出来た。

聞き取り調査から明らかになった問題点は、日本の精神障害者のノーマライゼーションを阻害する要素である。その一つ一つを改善することは、PSW が本来の役割を担うための前提条件であり、ひいては精神障害者のノーマライゼーションを進めるための必要不可欠な課題と言える。

本研究の成果として、先進的な PSW 達がこれまで無意識に模索してきたこの 5 段階のステップを、PSW が意識的に「しかけ」ていくことを提言したい。それは、制度の変革を待たなくとも実現可能なことであり、かつ今後 PSW が精神障害者のノーマライゼーションに果たす役割として最も求められることだと考える。

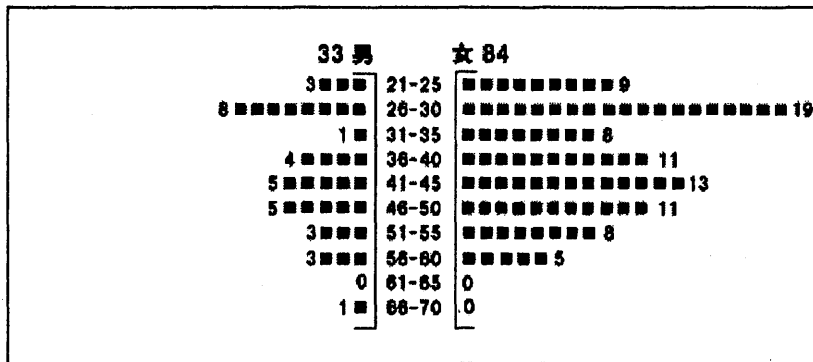


図 1 対象者の年代別内訳

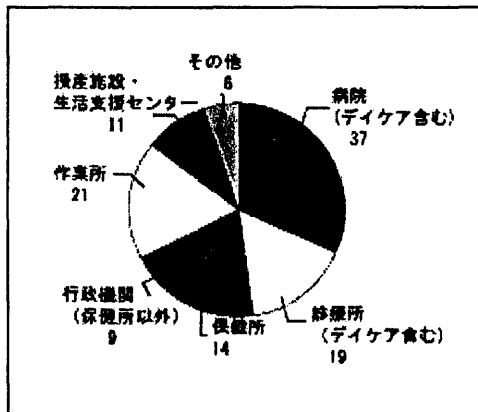


図 2 対象者の所属別内訳

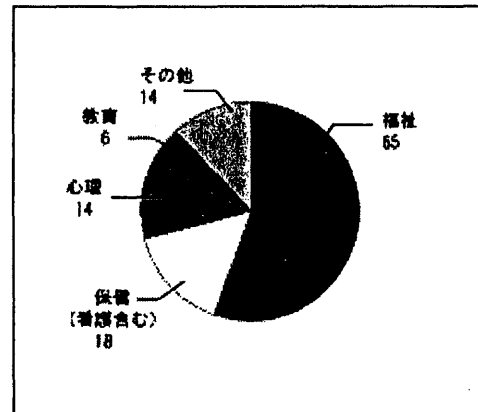


図 3 対象者の出身学部別内訳

論文審査の結果の要旨

障害者のノーマライゼーションに関する社会福祉論は多く公刊されているが、本論文のように精神科ソーシャルワ

ーカー（PSW）の役割と課題に焦点を絞り、精神障害者のノーマライゼーションについて考察した論文は極めて少ない。

京都府における117名のPSWに対するインタビュー調査から得られた結果を当事者の視点でまとめ、精神障害者支援のあり方を明らかにした著者独自の発見は、ソーシャルサービス論に新しい地平を切り拓くものであり、博士号授与に値すると評価する。